

北上市訓令第12号

市長部局

北上市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月10日

北上市長 八重樫 浩文

北上市公印規程の一部を改正する訓令

北上市公印規程（平成3年北上市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
種類	公印	刻印	印材	大きさ (ミリ メート ル)	保管 責任 者	摘要	種類	公印	刻印	印材	大きさ (ミリ メート ル)	保管 責任 者	摘要
[略]							[略]						
職印	[略]						職印	[略]					
	38	[略]		情報システムによる戸籍法 、住民基本台帳法及び墓地 、埋葬等に関する法律に基				38	[略]		情報システムによる戸籍法 、住民基本台帳法、墓地、 埋葬等に関する法律及び北		

		づく諸証明並びに印鑑登録 証明用			上市印鑑条例に基づく書類
		[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。